

平成24年度 第4回機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成25年3月22日（金） 10:00～12:00

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3階 翡翠

3. 議 事

- (1) 平成24年度機関保証制度検証委員会報告書の取りまとめ
- (2) その他

4. 出席者

(◎委員)

鈴木委員、宗野委員、馬場委員、林委員（委員長）、阿部委員、月岡委員

(□オブザーバー)

文部科学省高等教育局 松尾学生・留学生課長、日本国際教育支援協会 井上理事長

(○機構)

石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、金井債権管理部次長、天羽機関保証業務課長

(■日本国際教育支援協会)

大森機関保証センター長

(●分析業務受託業者)

プライスウォーターハウスクーパース株式会社（PWC）

5. 議事概要

- ・ 議事（1）の審議に先立ち、これまでの審議の確認のため、「機関保証制度に係る現状及び将来のリスク分析」について、分析業務受託業者から報告を行った。
- ・ 「機関保証と人的保証を組み合わせた制度」について、これまでの審議における論点について事務局から説明を行った。

(質疑応答概要)

◎ 委員

二点述べたい。第一に、機関保証と人的保証を組み合わせるとい保証制度については、課題がある。そもそも、機関保証制度は、学生が自らの意思と責任において学ぶことを支援すること、及び奨学金に係る保証の在り方を改善し返還をより確実にすることを目的として創設された制度であることなど。

第二に、破産者へ新規に奨学金を貸与する場合についてである。現在は、一度破産し免責になった者がまた新たに進学した場合にも、奨学金の新規貸与を実施している。破産者へ貸与を行う際には機関保証と人的保証を組み合わせた保証制度を利用させる等して、機関保証制度における財政の健全性を図っていくことも考えられるのではないか。

◎ 委員

今伺ったことは、前回審議した「リスク補完型」ということになるかと思う。ただし、破産した者への奨学金貸与については、奨学金制度全体に関わる話であって、本委員会の領分を超えた話であるので、別途継続して考えてゆく必要があるだろう。

◎ 委員

最近の個人保証に関する民法改正の動きについて解説していただきたい。

◎ 委員

法務大臣の諮問機関である法制審議会の民法部会において、民法の債権に関する規定の改正に向けて、今後のたたき台となる中間試案が平成25年2月26日にまとまったところである。この試案では、中小企業などへの融資を行う場合、経営者以外の個人の連帯保証を禁じる規定を検討している。これは、会社への融資の連帯保証人になった経営者の親族などが、会社の倒産によって破産に追い込まれたり一家心中せざるを得なくなったりするのを防ぐためである。このほかにも、保証契約に関して契約時の説明の義務化や手続きの厳格化などについても検討している。

奨学金は、中小企業への融資とは異なるので、個人の連帯保証を付けることについて、法的にも問題はないが、機関保証に加えてさらに人的保証を付けることは、この流れに照らして考えると疑問が残る。

◎ 委員

中小企業への融資で、経営者以外の個人の連帯保証を禁止しようという流れである。民間の金融業者ができないようなことを、公的機関である機構が求めるのはよくない

のではないか。公的機関としてのあり方を考えていくべきである。

◎ 委員

私が読んだ新聞記事では、「奨学金については今回の民法改正の規定の対象外だ」とする記事があったが、民法部会の中間試案においてもそのように記載されているのか。

◎ 委員

中間試案においては、「中小企業への融資に関して個人保証を禁じる規定を検証する」という記載である。奨学金は中小企業への融資ではないため、そこを広げて解釈したのではないか。

◎ 委員

奨学金であるからこそ、慎重な検討が求められることになるだろう。

□ オブザーバー

仮に、個人の連帯保証が制限されるという流れになったとすると、奨学金における機関保証制度加入者は増加すると想定されるのか。そのことが、機関保証制度に係る現状及び将来のリスク分析におけるシミュレーションに影響を与えることにならないか。

◎ 委員

個人の連帯保証が全面禁止となれば、機関保証制度加入者は当然増加するだろう。しかし、現時点では事業者についてのみ、個人の連帯保証を制限すべきではないかということであるので、議論は難しいだろう。今後、個人の連帯保証をつけることが全面的に禁止という流れになった場合には、保証料率などを考えていく必要があるだろう。

・議事（１）について、事務局から説明を行った。

（質疑応答概要）

◎ 委員

保証機関における求償権回収状況及び今後の回収率の推計については、蓄積されているデータが乏しい。健全性に問題が生じたときには、保証料を見直すといったことが考えられるが、それを考えられるほどデータが蓄積されていないと思う。保証機関における求償権の法的措置を含めた施策の効果を今後見届けていく必要があるだろう。

◎ 委員

保証機関における法的措置の確実な実施とあるが、平成２５年度は支払督促申立予告の通知を出す等、試行的に実施していくことを予定している。法的措置の拡大には時間がかかる。現段階では、サービサーで実施している督促業務をより強化していく方

向で考えている。そのため、法的措置を第一に書き立てると、協会は少きついではないかと思う。

◎ 委員

人的保証においても機関保証においても、法的措置を取り入れずに任意で回収できる可能性は低い。機関保証制度では低廉な保証料であることが求められている以上、保証機関においては、運用益が出ている今のうちに、法的措置を一定数実施していくことを想定して、求償権回収の体制や予算等の準備を進める必要があるだろう。今のうちに、法的措置が実施できる体制を作ることが必要である。法的措置を実施する件数が少ないとしても、ノウハウを蓄積するには時間がかかるので、はやめに計画を立てていく必要があるだろう。

◎ 委員

支払督促申立予告を送付した相手の反応を想定しながらやっていく必要があるだろう。先手先手で考えていく必要がある。

◎ 委員

保証機関で持っている求償権のうち、連絡先がなく応答もないという手の打ちようがない債権が5,000件程度ある。平成25年度は1,000件程の支払督促申立予告を出して、反応を見ることをサービサーと検討中である。その後、3年で5,000件の支払督促申立予告を出す予定である。この間、平成25年度に支払督促申立予告を出した1,000件について、さらに法的措置を進めていく必要があるか、それとも費用対効果を考えると償却した方がよいか等、検証を進めていきたい。

◎ 委員

1債権当たりの法的処理経費の範囲はどうか。

○ 事務局

一概には言えないが、1債権当たりの法的処理経費には幅がある。

◎ 委員

1年前の法的措置で和解した金額が今年になってからも継続して入金されるというように、返還されたお金は段々蓄積されていく。機構においては、法的措置のために投入した金額以上の回収はできているのではないかと思われる。

◎ 委員

機構は、機構の職員が出頭する案件もあるので、費用が安く収まっているが、件数が多くなれば場合によっては一部外注したほうがよいという考え方もある。協会でも法的

措置を実施するならば、そのような方法も考えられるのではないか。

◎ 委員

連帯保証人を求償権回収交渉の段階で付けることについては、サービサー法などにおいて法的な制約はないのか。もし法的に制約があるということであれば、個別の求償権回収交渉の過程において連帯保証人を付けさせるということが実行できないと考えられる。

◎ 委員

協議をすることはできるのではないか。

◎ 委員

一方的に連帯保証人を付けさせることはできないが、例えば、一括返還が難しいので、分割での返還に連帯保証人を付けるということかどうか等と提案のうえ、協議することはできるだろう。

◎ 委員

報告書の取りまとめについては、これまでのご意見等を踏まえ、委員長の私と事務局に御一任いただきたい。

◎ 委員一同

了解した。

(了)